

徳大寺家史料と和歌御会

——中山親綱披露状をめぐる——

一 はじめに

東京大学史料編纂所所蔵の徳大寺家史料は、公家の徳大寺家旧蔵の典籍・古文書類である。徳大寺家は藤原公季を祖とする閑院流で、同流は平安時代末期に公実の子実行・通季・実能がそれぞれ三条・西園寺・徳大寺家の祖として分れた。閑院流は大臣に任ぜられる清華家で、中世の徳大寺家の当主の多くは内大臣・左右大臣・太政大臣を歴任している。徳大寺家史料には、戦国時代末期から織豊時代にかけて当主であった徳大寺公維関係の史料が少なからず残されている。「言継卿記」によれば、公維の先代の実通は天文十四年（一五四五）三月二十五日に、越中国の家領般若野荘の知行回復のため、家僕の物加波懐世等とともに同国に下向した。しかし、同年四月八日に実通以下一行十三人は同国でことごとく殺され、一人だけが逃れて京都に戻ることができたという^①。この事件で徳大寺家は当主を失い、さらには実通に嗣子がいなかった。実通の弟梅尾闕伽井坊は、徳大寺家の家督相続者として久我通言の次男と一条房通の次男を候補者としてあげた。後奈良天皇は、久我通言の次男が通言の出家後に生まれた子であり、さらに半家である他家の姓を名乗っ

ているため反対をしたが、一条房通の次男は近衛家の猶子となること^②がすでに決まっていたことが明らかになり、結局久我通言の次男である公維が徳大寺家を継いだのである^③。公維は天文十五年九月十二日に十歳で従五位下に叙し、同二十年十二月二十九日に十五歳で元服・昇殿、神宮伝奏等を務め、内大臣・従一位に至り、天正十六年（一五八八）五月十九日に五十二歳で没した^④。

ところで、徳大寺家史料のなかに外題に「古キ文／漸待花」と書かれた卷子一卷がある（架蔵番号^⑤ 徳大寺／6／11）。これは折紙六通を収めたもので、すべて和歌あるいは連歌に関する内容の文書である。六通のうち五通は中山親綱披露状で、公維の時代のものである。残り一通は宗尤（舟橋「清原」宣賢）披露状で、実通の時代のもので推定される。中山親綱披露状は、朝廷で催される和歌御会の和歌の題を知らせる内容の文書であり、公維の自筆の「徳大寺公維詠草」（徳大寺／44／126）にはこれらの和歌御会等で詠まれた公維の和歌が集められている。この「徳大寺公維詠草」からは、中山親綱披露状五通のうち四通の文書の年代を知ることができる。中山親綱披露状と「徳大寺公維詠草」は、公維の和歌の活動を示す史料であり、この時期の公家の和歌や和歌御会に関

伊 東 正 子

する貴重な史料であるといえよう。

中山親綱が和歌御会の題を御会出席者に知らせる役目を担っているのは、「和歌御会奉行」あるいは「御会奉行」「和歌奉行」と呼ばれる役職に就いていたためであった。この和歌御会奉行に関しては、これまでほとんど指摘・考察されることがなかったと思われる。⁽⁶⁾中山親綱披露状は和歌御会奉行の発給文書であり、その役職の具体的な内容について明らかにする必要があろう。

本稿では、外題「古キ文／漸待花」一巻に収められた中山親綱披露状等六通を翻刻・紹介し、「徳大寺公維詠草」によって文書の年代を比定するとともに公維の和歌活動について簡単に述べ、さらに、五通の文書の発給者である和歌御会奉行の役職についての考察を試みたいと思う。

二 「古キ文／漸待花」一巻

外題「古キ文／漸待花」(6/11)一巻は、表紙が紺色で縦二四・〇センチメートル、六通の折紙を継いで卷子本に仕立てたものであり、裏打されている。文書の紙は楮紙で虫喰がある。修復後は新表紙をつけて付箋の位置を移動し、軸と八双をとりかえた。以下、六通の文書を次に翻刻する。
(卷子外題)
「古キ文」

(1) 中山親綱披露状(口絵写真1)

漸待花 挿頭花 契恋
(折紙 縦二三・九×横四〇・〇センチメートル)

右月次御題、可有御詠進候由可申旨候、可然様御披露所仰候也、
(天正二年 二月十一日)
(物加披露世)
紀伊守殿
(中山)
親綱

(2) 中山親綱披露状

七夕迎夜
(折紙 縦二三・八×横四〇・〇センチメートル)

右七夕御題、可被成御詠進候由可申入由被仰出候、御披露所仰候也、
(天正十四年九 六月十一日)

中村殿
(中山)
親綱

(3) 宗尤(舟橋宣賢)披露状(口絵写真2)

(付箋)
「舟橋殿宗尤法名 宣賢」
(折紙 縦二二・八×横三八・六センチメートル)

作日預御使候、嵯峨辺罷出、御返事不申上候、発句事、今日以祇候可得御意候、周慶・宗牧可祇候候由申候哉、執筆御座候ハ、旁以参可承候、先御心得、可預御披露候、
(舟橋宣賢)

(八日)
(物加披露世)
物かハ殿

(4) 中山親綱披露状

退齡如松
(折紙 縦二三・八×横四〇・三センチメートル)

右御題、来十九日可有和歌御会始、可被成御詠進候由被仰下候、宜預御披露候也、
(天正三年 正月十三日)

(物加披露世)
紀伊守殿

(中山)
親綱

(5) 中山親綱披露状

梅有佳色
(折紙 縦二三・九×横四〇・九センチメートル)

右御題、来十九日可有和歌御会始、可令豫参給之由内々被仰下候、
宜預御披露候也、
（天平十一年）
正月七日
（物加波懷尚也）
紀伊守殿

（中山）
親綱

(6) 中山親綱披露状

（折紙 縦二三・九×横四〇・〇センチメートル）

五月雨 蛭 海路

右月次御題、可有御詠進之由被仰出候、可得御意候也、

（天平十年五月）
十三日
（物加波懷尚也）
紀伊守殿

（中山）
親綱

(1) (2) (6) の文書について解説する。

(1) (2) (4) (5) (6) の中山親綱披露状は、朝廷で催される和歌御会（月次御会・七夕御会・御会始）の和歌の題を知らせる内容であり、(1) (2) (4) (6) はその題で詠んだ和歌を朝廷に提出することを求め、(5) は御会始への参加を要請するものである。いずれも正親町天皇の意思を伝える「所仰」「被仰出」「被仰下」という文言が入っており、奉書の性質を有している。(1) (4) (5) (6) の宛所の「紀伊守殿」は、徳大寺家家司の物加波懷尚と比定でき、(2) の宛所の「中村殿」も同家の家司と考えられる。これらは徳大寺公維に直接宛てた文書ではなく、家司に宛てて出し、公維への披露を依頼する披露状の形式をとっている。これは、差出人の中山親綱が大納言を先途とする羽林家で権中納言の地位にあり、公維は前内大臣であるため、公維に直接宛てて出すことを憚ったためである。
物加波氏は藤原南家の流れで、「尊卑分脈」によれば上西門院藏人であった経尹の時に物加波と号し、代々院の藏人・北面を務めた。「師守記」によれば、南北朝期の藤原懷国は後光厳上皇の藏人・上北面であ

り、応安七年（一三七四）に同上皇の仙洞で殺害されたが、同記には徳大寺家の家司であったとは書かれていない。⁷⁾懷国の甥懷俊は応永年間に後小松上皇の上北面であると同時に徳大寺家諸大夫であり、室町・戦国期には物加波氏は徳大寺家家司として諸史料に見える。⁹⁾物加波懷尚は、元龜元年（一五七〇）十二月二十五日に叙爵・元服して懷尚と名乗り、同月二十九日に紀伊守に任ぜられた。¹⁰⁾「地下家伝」には懷尚の項に「文龜・天正」とあり、元龜・天正年間懷尚が物加波家当主であったと考えてよからう。

(2) の中村氏は、徳大寺家家司である。「公維公記」（徳大寺／＼／21）天正五年二月十六日条の公維の権大納言奏慶の行列次第で、烏帽子・素襖の人数に「深喜介・田中左衛門尉・中村橋・出口才右衛門・福地源丞、此外被官人五人」とみえ、中村橋が公維の従者の一人であった。また、公維の天正七年の日記（徳大寺／＼／95）の正月二十七日条に徳大寺家家司の名が列記されており、「供之人之事、物加波・田中父子・深・中村・三宅子・福地甚丞・福地源丞・雑色三人、又竹村深介」とある。これらの公維の日記により、徳大寺家の家司のメンバーとして物加波・田中・深・中村・福地氏等がいたことがわかる。

(3) の宗尤（舟橋宣賢）披露状は、徳大寺家からの使者が宗尤の不在の時に来たためその返事として書かれたものである。舟橋（清原）宣賢は、儒学者として著名な人物で、非参議の正三位に叙せられ、享禄二年（一五二九）二月十一日に出家して宗尤と号し、出家後は度々越前・能登国に下向して朝倉・畠山氏に五経・四書を講義した。天文十四年（一五四五）頃に越前国一乗谷に下向して朝倉氏に寄寓し、同地で同十九年七月十二日に七六歳で没した。¹²⁾宗尤の独特の書体は自筆本の「塵芥」「孟子抄」等によって知られ、(3) の文書にもその特徴がよくでている（口絵写真真2）。(3) は宗尤が出家した享禄二年以後、天文十四年頃

の越前下向以前の在京中の文書である。この時の徳大寺家の当主は実通である。文中にみえる宗牧は連歌師で、天文二年の師宗碩没後は連歌界の第一人者であった。宗牧が在京していたのは主に永正十三年(一五一六)以後であり、天文十三年に尾張国に下向し、その後關東に下向して翌年九月に下野国佐野で没した。⁽¹⁴⁾周慶は連歌師の周桂のことであると思われる。周桂は宗牧と同じく宗碩の弟子で連歌界の第一人者であり、天文十三年二月九日に没した。⁽¹⁵⁾(3)の文書では、宗尤は周慶・宗牧がこの日徳大寺家に来るかどうかわか尋ねており、両者が生存・在京中の時であるから、(3)は舟橋宣賢の出家した享祿二年二月十一日以後、宗牧の尾張下向および周桂の没した天文十三年より以前の文書であることがいえる。

三 「徳大寺公維詠草」による年代比定

徳大寺家史料には、徳大寺公維の和歌の詠草を集めた「徳大寺公維詠草」が四冊ある(徳大寺/44/126~129)。四冊のうち一冊は公維の自筆本で、天正五年(一五七七)九月~同十四年三月の和歌を収めている(126)。残りの三冊は江戸時代以降に書き写されたと思われる写本である。そのうちの二冊(128)は自筆本(126)の写しであり、二冊は永祿二年(一五五九)九月~天正五年九月(127)、同十四年三月~同十六年四月(129)の和歌を集めている。この四冊の公維詠草によって、永祿二年九月~天正十六年四月の公維の和歌と朝廷で催された和歌御会について、完全ではないものの知ることができよう。

前節で翻刻・紹介した中山親綱披露状とかかわりの深いのは天正五年~同十四年の自筆本(126)である。中山親綱が和歌御会奉行に就任したのは天正八年であり、中山親綱披露状五通のうち四通に書かれた和歌の題はこの自筆本の詠草にみられるのである。

自筆本「徳大寺公維詠草」(44/126)一冊は、表紙が薄香色で縦二四・九×横二〇・一センチメートル、題箋に「公維公詠草」と書かれている。本文二十五丁で和綴、紙は楮紙、紙背文書があり、裏打ちされているが虫喰がある。本文二十五丁表には、天正十三年十一月十七日に鳥羽・大坂・西園寺へ行行った記事、同月二十九日・三十日に大地震があった記事が書かれている。また、紙背文書には永祿六年三月二十五日付の折紙や、天正八年の七夕御会・重陽御会の公維の和歌懐紙がある。自筆本「徳大寺公維詠草」は、公維自身が天正十三・十四年頃に自己の和歌懐紙・短冊を整理し書き写して作成したものと考えられる。

表1は、自筆本「徳大寺公維詠草」(44/126)にみえる和歌の、和歌御会名等・和歌の題・和歌の点者・添削者を、年月日順に並べかえて一覧表にしたものである。人名以外はなるべく史料の原文にそって書込んだ。公宴とあるのはここでは朝廷の和歌御会のことを意味する。所収の和歌には、和歌御会に限らず三条西家・久我家・今出川家等の歌会や、公維が元日や花見等の機会に詠んだ和歌、あるいは細川幽斎の和歌、豊臣秀吉と詠んだ和歌もある。点者は歌会で和歌の判定をする者で、添削者は公維の和歌を直している者であるが、ここでは公維が自作の和歌を見せて相談している者には※をつけて添削者に含めた。

前節で翻刻した中山親綱披露状にみえる和歌の題によって、「徳大寺公維詠草」から文書の年代を明らかにすることができる。次にその和歌御会の題、公維の和歌の部分を「徳大寺公維詠草」から引用する。

○九丁裏

天正十一年二月廿四日御月次懐紙に、

漸待花

それかともあまりあくかれ思ひしハ花待方の掌の白雪

挿頭花

表1 「徳大寺公維詠草」(徳大寺/44/126) 一覧

年	月日	和歌会名等	題	点者	添削者
天正5年	9月9日 11月24日	重陽御会 月次御会	菊粧如錦 春曙・野萩・絶恋・行路柳・ 湖月・夜燈・早梅・惜歳暮・ 山水		
天正6年	1月19日 2月24日 5月 6月 (24日カ) 7月 (7日カ) 7月23日 8月24日 9月24日	御会始 月次御会 月次御会 (七夕御会カ) 月次御会 月次御会 月次御会	梅交松芳・初時雨・見残菊・ 名所鶴 霞春衣・暮秋菊・寄舟恋・竊 中衣 待客聞郭公・古毫五月雨・寄 名所述懐 余寒・女郎・沼水・春日遅・ 松間藤・忍涙恋・海露・禁中 月・寄池恋・寄身述懐 乞巧奠 萩露・鹿夢幽・見恋 梅有遅速・夜々照射・老後初 恋・除夜仏名 月・雁・松	三条西実枝 三条西実枝 三条西実枝	
年不明	月日不明	月次御会	帰雁知春・秋夕・寄風恋・橋雨	三条西実枝	
天正7年	(1月19日) (9月9日)	御会始 重陽御会	対松争齡	正親町天皇 正親町天皇	
天正8年	月日不明 3月26日 (7月7日カ) (9月9日)	二条御方御所御会始 三条西公国亭月次会 (七夕御会カ) 重陽御会 大炊御門経頼聖廟法 楽	春色浮水・湖千鳥・遠峰雪・ 初逢恋・草漸青・田上雁・近恋 籬款冬・初逢恋・花盛開・寄 煙恋 織女惜別 菊送多秋 初春霞・祈恋	三条西実枝 (ママ) 正親町天皇	
天正10年	5月24日 (9月9日) 9月24日 10月24日 11月24日 12月24日	月次御会 重陽御会 月次御会 月次御会 月次御会	五月雨・螢・海路 菊花色々 萩風・朝時雨 時雨暗陰・墻根寒草・漁舟連浪 庭上落花・寄海恋 薪・鴛鴦・思	正親町天皇 正親町天皇 正親町天皇 正親町天皇	
天正11年	1月19日 閏1月24日 2月24日 3月24日 3月 3月カ 4月24日 5月24日 6月24日 7月7日 7月24日 8月4日 8月6日 8月15日 8月24日 (9月9日) 10月24日 12月24日 月日不明	公宴 月次御会 月次御会 月次御会 千本花見に 庭の花はじめて咲し 時 月次御会 月次御会 月次御会 公宴 月次御会 於今出川晴季興行 於今出川晴季梅津梅 谷詩歌 十五夜・久我 月次御会 重陽御会 月次御会 会に	梅有佳色 春月・恨恋 漸待花・挿頭花・契恋 山花・惜歳暮 卯花隠路・時鳥驚夢・瀧水乱糸 花下送日・寄筆恋 墻夕顔・野夕立・難逢恋 家々七夕 暮春・聞恋 残暑・恨恋 晴巒迎月 初雁横月・月下擣衣・月旅宿友 落葉・千鳥・偽恋 雪与歳深・寒夜埋火・暮林鳥宿 墻根寒草・螢・五月雨	正親町天皇	

年	月 日	和歌会名等	題	点 者	添 削 者
天正12年	1月19日	御会始	鶯知万春		
	2月13日	御会始(前月題を改)	追年花珍		
	2月		花松交・春恋		
		長岡玄旨(細川幽齋)屏風			
	3月7日	於久我季通亭当座	河柳・忍恋		
	3月24日	月次御会	花雲・花雪・花友		正親町天皇
	4月19日	月次御会	梅・祝		
	6月	月次御会	春雨・暮秋		
	7月7日	(七夕御会)	七夕惜別		
	8月7日	飛鳥井雅枝父雅敦追善	方便品		
	8月19日	月次御会	喚子鳥・寒蘆・無常		
	9月9日	(重陽御会)	河辺菊花		
	10月	月次御会	篠雪・祝		正親町天皇
	11月19日	月次御会	遠山雪・寒夜爐火・幽径苔		
11月	久我季通亭にて 初雪に				
12月19日	夢想歌	霰		※里村紹巴	
12月	月次御会	河卯花・旅泊夢			
天正13年	1月1日	元日			
	1月19日	御会始	遐齡如松		
	1月24日	三条西実枝七回忌	春釈教		
	2月24日	月次御会	暮春・名所鶴		
	3月17日	清水寺へ花見			
	3月19日	月次御会	花似雲・雨後花・寄風恋		
	4月19日		荳菜・爐火		正親町天皇
	5月19日	月次御会	遍橋薰風・郭公晚過・恋不依人		
	6月19日		梨・雪・海		
	7月7日	(七夕御会)	七夕木		※里村紹巴
	8月26日	内侍所御法楽	花友・演楸・井水		
	8月28日	前羽林花善幻春十三回忌の母歌			
	8月29日		演春月・浅茅露		
	閏8月	月次御会	初雁・翫月・野旅		
	(9月9日)	重陽御会	対菊待月		
	9月	怨云所にて夜話に	暮秋・稀逢恋		
10月	月次御会	江寒葱・霜夜鶴・寄絵恋			
11月	月次御会	溪余花・聞秋・湖水			
12月11日	内侍所御法楽	五月雨・歳暮			
天正14年	1月19日	御会始	竹不改色		
	2月19日	月次御会	柳花・測水鳥		
	3月	禁中花を豊臣秀吉忍びて見			
	3月	三条西公国所百人一首講尺	見花・霰・春釈教		※里村紹巴

をしなへて世ハみな春の色なれや行も帰も桜かさして

契恋

あへれもし契りたかハ、月の入る山のはにのミ日ハいてなまし

○十七丁裏

〔天正十三年〕
同年正月十九日御懐始に、

遐齡如松

わかみとりたちそふ春の松か枝のおなしよハひに千とせをやへん

○九丁表

天正十一年正月十九日公宴に、

梅有佳色 勅点

吹風もならさぬえたの色にしミけに匂ふ梅を万代やミン

○二丁表

天正十年五月廿四日御月次に三首、

五月雨

五月雨ハなには入江の村葱も水の庭にてかる人もなし

蛭

もしほやくたかひならねとよるくハ身もこかれつゝ飛蛭哉

海路

わたつ海波ちはるく漕出てよるへもわかぬ舟のうへ哉

(1) の文書にみえる「漸待花・挿頭花・契恋」は、天正十一年二月二十四日の月次御会の題であり、(1) は天正十一年の文書であることが判明する。同様にして、(4) (題「遐齡如松」) は、天正十三年正月の御会始、(5) (題「梅有佳色」) は、天正十一年正月十九日の公宴(御会始)、(6) (題「五月雨・蛭・海路」) は天正十年五月二十四日の月次御会の文書であることがわかる。

(2) の七夕御会の題「七夕迎夜」は自筆本「徳大寺公維詠草」には

みえず、写本の方(44/127~129)にもみえない。この題は「邦房親王御詠」⁽¹⁷⁾にもみえるが、年代は不明である。中山親綱が和歌御会奉行に就任した天正八年以降の七夕御会の題は、天正八年十年は不明で、同十一年「家々七夕」⁽¹⁸⁾同十二年「七夕木」⁽¹⁹⁾同十五年「今宵織女渡天河」⁽¹⁸⁾同十八年「待七夕」⁽¹⁹⁾等、文禄二年「七夕琴」⁽²⁰⁾同四年「七夕草」⁽²¹⁾である。(2) の署名の「親綱」の書体は天正十三年の(4)のものと同じである。同十四年の七夕御会の題は不明であるが、(2) は(4)に近い時期の天正十四年の七夕御会の文書であると推定したい。

徳大寺公維の和歌については、井上宗雄氏が公維自筆の「着到百首和歌」⁽²²⁾にみえる着到歌について、かなり推敲した跡があり熱心であった割には巧みでない、と評しておられる。右にあげた八首の和歌をみると、あまり風情がある歌とは思えず、井上氏の評は的を得ているといえる。

室町・戦国期の公家の和歌は、藤原定家の孫の二条為氏の二条流が主流を占めた。二条流の和歌は、伝統的な優美・平明さを基調とする正風体の和歌であり、東常縁・宗祇から三条西実隆に受け継がれ、戦国期末には実隆の子公条、その子実枝が和歌界のリーダーであった。⁽²³⁾一方、公家の飛鳥井家は和歌・蹴鞠の師範家であり、徳大寺公維の時代には和歌御会の題の出題者の大半は飛鳥井雅教・雅教か天皇であった。⁽²⁴⁾二条為氏の弟冷泉為相の冷泉流は清新さを歌風とし、室町期に今川了俊・正徹等を輩出したが、戦国期の冷泉為和以後は目立った活動はしておらず、和歌御会では稀に出題している。⁽²⁵⁾

和歌界の指導者三条西実枝は天正七年(一五七九)正月二十四日に六十九歳で没した。実枝の後継者は、実枝から古今伝授を受けた細川幽斎(藤孝・玄旨)であり、幽斎は後陽成天皇・中院通勝・烏丸光広・三条西実条・松永貞徳等に古今伝授を行った。⁽²⁶⁾先の「徳大寺公維詠草」所収の和歌は、三条西実枝の晩年から没後八年までの時期のものであり、実

枝は天正七年に没するまで点者として和歌御会を牛耳っていた。しかし、実枝の没後は正親町天皇が点者・添削者として活躍している(表1)。実枝の子公国は実枝に代る指導者になりえなかった。「徳大寺公維詠草」によれば、公維は天正十三年の七夕御会に提出する和歌(題は「七夕木」)について、「紹色ニ相尋候、いつも伺申候処、三条大納言ニ此度者みせ申候へと被仰出候共、紹色ニみせ申候」と記しており、正親町天皇から公国に和歌を見せよと言われたにもかかわらず里村紹色に見せて相談している。紹巴は天正年間の連歌界の第一人者で、三条西公条に和歌を学び近衛植家から古今を伝授され、細川幽斎・明智光秀等と親交のあった人物である。公維は天正十二年十二月の夢想歌、同十四年三月の三条西家の歌会の歌を紹巴に見せており(表1)、実枝没後は紹巴を和歌の師として仰いでいたのであった。

四 和歌御会奉行

中山親綱が和歌御会の題を出席者に知らせる文書を発給したのは、和歌御会奉行であったためである。和歌御会奉行としての親綱の活動を示す史料を次にあげよう。

○「御湯殿上日記」⁽²⁸⁾

天正八年正月十四日条

(前略) 中山中納言所へ御くわいはしめの御たいいつる、

同年七月一日条

あさ御さか月まいる、七夕御たいけさ宮の御かたへもまいる、中山中納言みなみなふれのもいたさるゝ、ふしみとのへもまいる、又そのつゝてに御むろ・しやうれんゐん・めうほうゐんとのへもまいる、くれてとふしみとのへ申さるゝ、ふしみとのへも御たいまいる、
(後略)

同年九月一日条

(前略) 宮の御かたへ重陽の御たいまいらせるゝ、めてたしゝく、ふしみとの・しやうれんとの・御むろ・めうほうゐんとのへ、中山所へのは御たいのあそはし事いつものことし、

○「中山家記」⁽²⁹⁾

文禄二年三月二十四日条

(前略) 先是令参内了、来月二日和歌御会始可被遊之由触調進之了、

余花似春、勅題歌、又来月從六日、五撰家・清花其外々様・内々和歌御会可被遊候、

文禄三年正月十九日条

(前略) 抑就御会始出題儀、女房奉書有之、則題五ッ書付進之者也、

松延齡友 松契多春 松有春色 松色春久 庭上松重而又此書付ニ副、勾当内侍トノへ文ヲ進者也、其趣、御くわいはしめの御たいこのふんかきつけ候て、しん上いたし候、しかるへきやうに御心え候て御ひろう候へく候、小鷹ニかきつけ候て上者也、則又女房奉書ニテ御会始題被出者也、今日御触調、長橋江進之了、^{今出題考}菊亭殿江同進之也、

○「実条公御詠草」⁽³⁰⁾ (慶長三年)

一、短冊ノ時ハ中山・ナカハシヨリ。^(箱綱) ^(長橋) ^(柳) ^{ヤナイベゴニシテ}クハラル、也、
一、懐紙ノフレノヲリカミハ中山大納言フレマワサル、也、
「御湯殿上日記」と「中山家記」所収の中山親綱の日記によれば、親綱は和歌御会の題を勾当内侍(長橋局)より知らされ、親綱は宮・門跡を除く御会出席者に題を触れる文書を出した。「実条公御詠草」によれば、折紙で触れ回している。また、文禄三年正月の御会始では勾当内侍

から出題を依頼する女房奉書を得て、題の候補を五つ書きつけて勾当内侍に送っており(「中山家記」、出題も行うことがあった。

和歌御会の奉行は古くは鎌倉時代から存在した。「公衡公記」によれば、正応二年(一二八九)正月十七日の内裏御会始では、奉行の日野俊光が殿上人・不参会者の懐紙を取り集め伏見天皇の御前に置く役を行っている。この奉行が「和歌御会奉行」や「御会奉行」の名称を得たのは室町時代と思われる。文明十六年(一四八四)五月に甘露寺元長は「御会奉行」に任じられ、元長は「晴御会奉行事」一冊を書き残している。

和歌御会奉行の職掌については「言継卿記」に詳しく書かれている。山科言継は天文十九年正月に後奈良天皇より和歌御会奉行になることを命ぜられて承した。同記の同年正月二十二日条には次のようにある。⁽³⁴⁾

一、自禁裏和歌御会奉行之事被仰下之間、御請申入候了、勅筆御題被出了、則廻文相調相触候了、調様如此、金屋人触之、
寄亀祝制限守為午一点由其沙汰候也

右御題、来廿五日可為和歌御会始、各可令豫参給之由被仰下候也、

正月廿二日

言継

坂本へ

飛鳥井前大納言殿奉 三条大納言殿奉 勸修寺大納言殿奉 日野被下云々大納言殿 新大納言殿奉 日野新大納言殿奉 藤中納言殿 四辻

中納言殿奉 万里小路中納言殿奉 中御門中納言殿奉 新中納言殿奉 伯二位殿奉 右衛門督殿奉 左衛門督殿奉 宮内卿殿奉 頭

弁殿奉 頭中将殿奉 持明院中将奉 藏人中務丞殿奉

称名院入道右府・万里小路前内府兩人者無案内之間、罷向直申含了、親王御方・座主宮・伏見殿・聖護院・大覚寺等自御所被申云々、奉行不存知云々、大臣へは文章調様同前、宛所一人ツ、^{西殿}

三条殿、万里小路殿トアルヘシ、

一、勸修寺ニ御会奉行之儀、大方相尋罷向之処、大祥寺殿へ被参候間、則修之処、御参内云々、各盃被出一盞了、

一、長橋局迄参、御会始之儀相触之由申入候了、次内侍所へ罷向候処、又一盞有之、

さらに同月二十三日条には、
一、明後日御会始、各御懐紙計可被進之由被仰出候間、以廻文相触了、

同月二十五日条には、

一、勸修寺亜相・同頭弁・薄宮内卿兩人御会始御懐紙到、予懐紙相添、暮々持参了、薄所へ呼候間罷向、一盞有之、暮過帰宅了、予和歌、

春日同詠寄亀祝和歌

権中納言藤原言継

池ひろミ水もみとりにすむ亀はかそへもしるや万代の春

とある。言継は御会始の題「寄亀祝」を廻文で出席者達に通知した。出席する者は自分の名前の下に「奉」と記している。廻文で触れたのは大納言以下の公家であり、親王・宮・門跡には朝廷から直接知らせ、大臣には言継が廻文と同文の文書を一人づつに宛てて出した。このことは先に引用した「御湯殿上日記」にもみえ、江戸時代初期成立の「後水尾院年中行事」⁽³⁵⁾にも、「御会はしめあり、題兼日触らる、宮方へハ勾当内侍奉書にて参らす、入道親王などへハ宮方より伝へらる、撰家方・同門跡・大臣などハ、和歌の奉行より伝へ参らす、其外は和歌奉行折紙ひとつに書きつらねて触しらすなり」とある。先に翻刻・紹介した徳大寺家史料の中山親綱披露状五通は、この御会奉行発給の廻文と同内容で、文末・宛所を除けば同形式であり、徳大寺公維が前内大臣であったために廻文とは別に親綱から出された文書であると考えられる。

表2 和歌御会奉行(天文14年~慶長3年)

年	西曆	和歌御会名	和歌御会奉行	出典
天文14年	1545	9月9日重陽御会	勸修寺尹豊	言繼卿記
天文15年	1546	正月19日御会始	万里小路惟房	言繼卿記
天文18年	1549	9月9日重陽御会	万里小路惟房	言繼卿記
天文19年	1550	正月25日御会始	山科言繼	言繼卿記
		7月七夕御会	山科言繼	言繼卿記
天文20年	1551	正月28日御会始	山科言繼	言繼卿記
		4月月次御会	山科言繼	言繼卿記
天文21年	1552	6月月次御会	山科言繼	言繼卿記
		8月月次御会	山科言繼	言繼卿記
		9月重陽御会	山科言繼	言繼卿記
天文22年	1553	正月19日御会始	山科言繼	言繼卿記
		4月月次御会	山科言繼	言繼卿記
		6月月次御会	山科言繼	言繼卿記
		7月七夕御会	山科言繼	言繼卿記
		9月重陽御会	山科言繼	言繼卿記
天文23年	1554	正月19日御会始	山科言繼	言繼卿記
		7月七夕御会	山科言繼	言繼卿記
		9月重陽御会	山科言繼	言繼卿記
弘治元年	1555	正月19日御会始	山科言繼	言繼卿記
弘治2年	1556	正月19日御会始	山科言繼	言繼卿記
永禄2年	1559	正月19日御会始	万里小路惟房	言繼卿記
		7月七夕御会	万里小路惟房	言繼卿記
永禄6年	1563	正月19日御会始	中山孝親	言繼卿記
永禄7年	1564	正月19日御会始	中山孝親	言繼卿記
		9月9日重陽御会	中山孝親	言繼卿記
永禄8年	1565	正月19日御会始	中山孝親	言繼卿記
永禄9年	1566	正月19日御会始	中山孝親	言繼卿記
永禄10年	1567	正月19日御会始	正親町三条実福	言繼卿記
永禄11年	1568	正月御会始	中山孝親	言繼卿記
永禄12年	1569	正月19日御会始	万里小路惟房	言繼卿記
元龜元年	1570	正月19日御会始	万里小路輔房	言繼卿記
元龜2年	1571	正月19日御会始	万里小路輔房	言繼卿記
元龜3年	1572	正月19日御会始	万里小路輔房	御湯殿上日記
		7月七夕御会	万里小路輔房	御湯殿上日記
天正元年	1573	9月重陽御会	中山孝親	孝親卿記
天正3年	1575	正月19日御会始	甘露寺経元	中山家記・御湯殿上日記
天正4年	1576	正月19日御会始	勸修寺晴豊	言経卿記
		7月七夕御会	山科言繼	言経卿記
		9月重陽御会	山科言繼	御湯殿上日記
天正7年	1579	7月七夕御会	勸修寺晴豊	御湯殿上日記
天正8年	1580	正月19日御会始	中山親綱	御湯殿上日記
		7月七夕御会	中山親綱	御湯殿上日記
		9日重陽御会	中山親綱	御湯殿上日記
天正10年	1582	5月月次御会	中山親綱	徳大寺家史料
天正11年	1583	正月19日御会始	中山親綱	徳大寺家史料
		2月月次御会	中山親綱	徳大寺家史料
天正13年	1585	正月19日御会始	中山親綱	徳大寺家史料
天正16年	1583	4月16日聚楽第和歌御会	中山親綱	聚楽第行幸記・親綱卿記
文禄2年	1593	4月2日御会始	中山親綱	中山家記・時慶卿記
文禄3年	1594	正月26日御会始	中山親綱	中山家記
慶長元年	1596	正月19日御会始	中山親綱	続史愚抄
慶長3年	1598		中山親綱	実条公詠草

この時の御会始は後奈良天皇の仰せによって各々が懐紙を提出するだけということになり、言継は再び廻文を作成して触れ回した。そして懐紙を集めて朝廷に持参している。各人の和歌懐紙を天皇の御前に持って行く仕事も奉行の任務であった。⁽³⁷⁾言継が廻文を作成した和歌御会は、天文二十二年の場合、正月十九日御会始・四月月次御会・六月月次御会・七夕御会・九月重陽御会であった。⁽³⁸⁾和歌御会奉行は、毎年行われる御会始等や月次御会の題を、出席する公家達に通知して御会への出席あるいは和歌の詠進を要請し、各人の提出した和歌懐紙を天皇のもとに持参することがその主な職務であったといえる。

言継が和歌御会奉行であった期間は、天文十九年(一五五〇)～弘治二年(一五五六)、天正四年(一五七六)である。⁽³⁹⁾言継は弘治二年九月十一日に駿河国に下向し翌年四月に上洛しており、⁽⁴⁰⁾駿河下向のために御会奉行を辞任したと考えられる。天正四年の再就任は、前任の勧修寺晴豊が同年六月に武命により蟄居となったからであり、⁽⁴¹⁾同七年には言継が没したためか晴豊が復任している。⁽⁴²⁾和歌御会奉行は決して臨時に任命される役職ではなく、何年かにわたって務める常任の役職であった。徳大寺公維・中山親綱の時代(天文十四年～慶長三年)に和歌御会奉行であった者の一覧表を表2に掲げよう。奉行が不明の年次があるのは、この時期の公家の日記が断片的にしか残されておらず史料不足のためである。この表によれば和歌御会奉行は中流の公家によって占められ、勧修寺尹豊・晴豊、万里小路惟房・輔房、中山孝親・親綱など祖父・父・子が務めている例が多い。中山親綱は父孝親が和歌御会奉行を務めており、⁽⁴³⁾親綱自身の在任期間は、途中不明の年次があるものの、天正八年から慶長三年に没するまでの十九年間の長きにわたった。その間、天正十六年の豊臣秀吉主催の聚楽第における後陽成天皇の和歌御会において⁽⁴⁴⁾も、親綱が和歌の題を触れる文書を作成し、⁽⁴⁵⁾奉行を務めたのであった。

五 おわりに

本稿では徳大寺家史料のなかの外題「古キ文／漸待花」(徳大寺／6／11)一巻所収の六通の文書を翻刻・紹介するとともに、五通の中山親綱披露状をめぐって、「徳大寺公維詠草」(44／128)による文書の年代比定を行い、天正年間における徳大寺公維と和歌、文書の発給者である和歌御会奉行について明らかにした。天正年間は室町幕府が滅亡して織田信長から豊臣秀吉に政権が移った変動の激しい時期であり、「古キ文／漸待花」「徳大寺公維詠草」はこの史料の乏しい時期の和歌会について知ることのできる重要な史料である。また、公維が三条西実枝没後に連歌師里村紹巴に和歌を教わっていることは興味深い事実で、紹巴の和歌活動の一端を示すものといえよう。

和歌御会奉行の職務は、勾当内侍より伝えられた和歌御会の題を出席者に知らせ参会あるいは和歌の詠進を要請して、集めた懐紙・短冊を天皇の御前に持参することを仕事内容としており、大納言以下の公家には廻文で触れ回し、大臣には廻文と同文の文書を一人づつに出した。「古キ文／漸待花」所収の中山親綱披露状は、この大臣に出された文書である。中山親綱は父孝親と同様に和歌御会奉行を務め、在任中の十九年間の間には出題を行った時もあった。また、山科言継の場合は、言継自身和歌を好み歌集「言継卿集」⁽⁴⁶⁾を残しており、和歌御会奉行に就任する者は和歌の愛好と無関係ではなかったと思われる。

〔注〕

- (1) 「言継卿記」天文十四年四月十六日条。久保尚文『越中中世史の研究 室町・戦国時代』(一九八三年、桂書房)。
- (2) 「言継卿記」天文十四年三月二十五日条。
- (3) 「言継卿記」天文十四年五月十六・十九・二十日、六月十二日条。

- (4) 「公卿補任」。
- (5) ()内に架蔵番号を記したものはすべて徳大寺家史料の番号である。
- (6) 『古事類苑』『故実叢書』には、「和歌御会奉行」「和歌奉行」「御会奉行」の項目はない。
- (7) 「師守記」応安四年閏三月二十一日、同七年二月六日・十一日条。
- (8) 「常永入道記」応永十九年十月二十日条。
- (9) 「康富記」「後法興院記」等。
- (10) 「言継卿記」元龜元年十二月三十日条、「歴名士代」。
- (11) 「公維公記」とは別の自筆の日記である。
- (12) 「実隆公記」「言継卿記」、米原正義「戦国武士と文芸の研究」(一九七六年、桜楓社)。
- (13) 京都大学文学部国語学国文学研究室編、清原宣賢自筆伊路波分類辞書『塵芥』(一九七二年、臨川書店)、『書の日本史』(一九七五年、平凡社)。
- (14) 木藤才蔵『連歌史論考』下(一九七三年、明治書院)。
- (15) 同右書。なお、奥田勲氏の御教示によれば、周慶は「後法成寺関白記」永正九年十一月二十五日条と天正十六年七月五日の「何木百韻」(大阪天満宮所蔵)以外にはみえないという。(3)の文書の周慶は周桂である可能性が高い。
- (16) 「御湯殿上日記」天正八年正月十四日条。
- (17) 『私家集大成』7中世V。
- (18) 「徳大寺公維詠草」。
- (19) 他に七夕舟・七夕衣・七夕扇・七夕枕・七夕糸・七夕別(宮内庁書陵部所蔵「公宴統歌」二十五)。
- (20) 「時慶卿集」(『私家集大成』7中世V)。
- (21) 「三条西実条懐紙」(柴田光彦「三条西実条懐紙」、伊地知鐵男編『中世文学資料と論考』所収、一九七八年、笠間書院)。
- (22) 『古典文庫』四五八。
- (23) 井上宗雄『中世歌壇史の研究(訂後期)』(一九八七年、明治書院)、『増訂版日本文学史』(一九九〇年、学燈社)。
- (24) 「言継卿記」「御湯殿上日記」。
- (25) 「御湯殿上日記」永禄二年六月二十九日条等。
- (26) 土田将雄『細川幽斎の研究』(一九七六年、笠間書院)。公維は天正十五年に幽斎本「詠歌大概抄」を書写している。
- (27) 奥田勲『連歌師——その行動と文学——』(一九七六年、評論社)。
- (28) 『続群書類従』補遺。
- (29) 京都大学史料編纂所所蔵謄写本。孝親・親綱の日記を合せたもの。
- (30) 『私家集大成』7中世V。
- (31) 「公衡公記」正応二年正月十七日条。
- (32) 「親長卿記」文明十六年五月二・三条。
- (33) 京都大学文学部所蔵勸修寺家旧蔵記録文書。
- (34) 山科言継が和歌御会奉行を務めたことは従来の諸研究では指摘されていないと思われる。
- (35) 京都大学史料編纂所所蔵「言継卿記」十五。なお、宮内庁書陵部にはこの御会の和歌懐紙を卷子にしたものが所蔵されている。
- (36) 『新訂増補史籍集覧』四。
- (37) 「元長卿記」文龜元年三月二十四日、同二年正月二十五日条等。
- (38) 「言継卿記」天文二十二年正月十六日・四月二十一日・六月二十二日・七月五日・九月五日条。
- (39) 「言継卿記」弘治二年九月十一日、同三年四月七日条。
- (40) 「言継卿記」天正四年七月五日条。
- (41) 「公卿補任」。
- (42) 「御湯殿上日記」天正七年七月三日条。
- (43) 「言継卿記」永禄六年正月十一日条等、「孝親卿記」天正元年九月七日条。
- (44) 「親綱卿記」天正十六年三月四・五・八日条。
- (45) 「聚楽第行幸記」。
- (46) 『私家集大成』7中世V。
- [付記] 本稿作成にあたりお世話になりました奥田勲・高木昭作・今泉淑夫・藤田覚・吉岡栄美子・山口和夫各氏に御礼申し上げます。